市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

	★ D23-2-1		
事業番号	★ D23-2-2	細要素事業名	山元町新市街地整備CM業務委託
	★D23-2-3		

○事業概要

山元町では、山元町震災復興計画に基づき、新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区、宮城病院周辺地区の3つの新市街地を整備する予定です。新山下駅周辺地区は、新山下駅と役場を新しい道路で結び、防災機能が高く山元町内で最も大きい市街地形成を図ります。また、新坂元駅周辺地区は既存の坂元集落の周辺に新駅を配置するとともに、新駅周辺を新居住用地と位置付け、既存集落との連携を図りながら新たな市街地形成を図ります。さらに宮城病院周辺地区については、宮城病院を核として医療や福祉関連施設の集積を高め、超高齢社会を強力に支えるサービス拠点としての「医療・福祉地区」を形成します。

この3地区の新市街地整備は、平成25年度から造成を実施し、平成26年度からの宅地分譲及び災害公営住宅の入居開始を予定しており、平成27年度中に、被災者全員の供給完了を目指します。

本業務は、CMの導入により民間企業のノウハウや専門知識を有した人材を適材適所に配置することにより、多くの業務を円滑に進めることを目的として実施するものです。

○事業の内訳

山元町新市街地整備CM(コンストラクション・マネジメント)業務委託

- 1 業務委託内容
- ①新市街地整備基本計画
- ・制約条件、上位計画、基礎調査結果、許認可に関する事前協議結果等を踏まえ、全体行程、全体事業予算等との整合を図り、新市街地整備基本計画案を作成する。
- ②地権者及び地元組織等との意向調整と街区形成への反映
- 新市街地の詳細設計に反映するため、復興まちづくり協議会を通して町民等の意見 聴取、集約を行う。
- ③商業者意見集約、誘致活動、選定方法の検討及び公募の実施補助
- ・移転、出店希望商業者に対しての聞き取りと意見集約(立地、規模、商業形態など) を行い、公平かつ適切な商業施設立地ができるよう、商業者の選定方法等を検討し、 公募実施を補助する。
- ④設計業務監理・監督補助及び設計者間調整
- ・設計業務内容の適正化を図るため、業務計画、設計条件及び工程等の評価を行う。
- ・また、設計者が複数になる場合に、設計する工種・工区の整合性を図るとともに、 複数の工種・工区にまたがる設計上の課題を抽出し、必要となる調査・検討等を発 注者に提案する。

⑤都市計画街路設計

・基本計画に基づき山下駅前通・坂元駅前通・国道6号に係る交差点設計、駅前広場 設計を行い、関係機関協議及び都市計画変更のための資料作成を行う。

⑥測量業務

- ・開発設計に伴う測量・宅地割り込み検討、測設測量(中心点・街区)、出来形確認、 測量・法務局申請登記・公共施設引き継ぎ図書作成・住居表示整備を行う。
- ⑦用地買収、補償事務補助
- 補償費算出、契約書案、登記関係書類作成等の事務補助を行う。
- ⑧工期の最短化やコスト縮減等、施工の前段階に関する検討、施工業者調整
- ・設計段階でのVEや新工法の採用などの検討を行いコスト縮減、工期短縮を行う。
- ⑨工事・設計の発注や調達に関する支援
- ・工事、設計発注計画に関すること、仕様書・設計書原案の作成など調達業務に関す る補助を行う。
- ⑩工事施工会社の行った施工に関する監督補助
- ・施行中の出来形確認等のほかに、施工計画書、品質計画書、施工体制の照査やVE 提案等について工事の適正化を図り、発注者の要求する品質、工程等が確保できる よう支援を行う。
- ⑪工事請負者間調整、他事業間調整
- ・複数の工区において工事請負者が錯綜する場合等に工事全体を総合的に確認・評価する。
- ・また、必要に応じて全体施工計画、工程の見直しを検討するとともに市街地整備以 外の事業間調整を行う。
- ⑩宅地供給及び造成時期の調整、供給計画の策定・実施
- ・まちづくり協議会を活用して決定した手法で、宅地供給事務補助を行う。

2 事業箇所

- ·新山下駅周辺地区:面積 38.2ha
- · 宮城病院周辺地区:面積 8.4ha
- ·新坂元駅周辺地区:面積 9.6ha
 - ※市街地規模は平成24年7月に実施された防災集団移転・災害公営住宅の最終意向確認に基づいたものである。
- 3 業務期間 平成25年1月下旬~平成27年3月中旬